

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月4日（金）
午後2時46分～午後3時21分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅 原 和 子
委員 熊 谷 克 彦 委員 笹 森 波
委員 千 葉 栄 幸 委員 荒 川 洋 平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊 地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及 川 秀 一
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤 幸也
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 名取市都市計画審議会委員の推薦について
 - ② 決議（案）の取扱いについて
 - (2) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午後 2 時 4 6 分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

名取市都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

初めに、書記より説明いたさせます。

○書記（佐藤恵子） 初めに、議会選出委員の取扱い全般について御説明いたします。

次第書の箱書きを御覧ください。

既に御案内のとおり、議会選出委員については、名取市議会運営等に関する申し合わせのX I 議会選出委員に関する事項の2において、委員の任期は議員の任期中とするとされており、議員の任期中は継続して当該議員を推薦する旨が規定されております。

今般、名取市都市計画審議会委員について、令和4年3月31日をもって任期満了となることから、資料1のとおり、改めて委員の推薦について、市長から依頼がありました。

こちらについては、先例により2月21日開催の会派代表者会議において協議がなされており、その結果を受けて、議長の諮問として、本日御提案するものです。

推薦依頼委員数については2名で、委員の任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

委員については、現在、菊地昌夫議員、丹野政喜議員の2名となっております。

名取市議会運営等に関する申し合わせ事項X I の2において、議員の任期中は継続して当該議員を推薦する旨規定されておりますので、引き続き、令和4年4月以降についても推薦したいとする案の諮問です。

○委員長（大友康信） ただいま、名取市都市計画審議会委員の推薦について説明をいたさせましたが、御意見等があればお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。名取市都市計画審議会委員の推薦については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、名取市都市計画審議会委員の推薦については、そのように決定いたしました。

次に、決議（案）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 決議（案）の取扱いについて説明いたします。

次第書と資料2を御覧願います。

まず、決議ですが、既に御案内のとおり、議会が行う事実上の意思形成行為ということで、議会の意思を対外的に表明するということが必要な場合、なされる議決のことを言うものです。

今回、決議に関する協議に至った背景ですが、2月24日のロシアによるウクライナ侵攻が開始されてから、民間人への攻撃も激しさを増していて、これまでに多数の犠牲者が出ていると報道されております。

ウクライナ情勢をめぐり衆議院は3月1日、参議院は3月2日に「ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する」としたうえで、ロシアに対し即時の攻撃停止と部隊の撤収を求める決議を、採択しました。

ウクライナ情勢が日々激しさを増す中、こうした決議を可決する動きは全国の議会に出てきております。

本市議会としてもロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議が必要ではないかという議長の提案について、先程の会派代表者会議で協議がなされました。

協議の結果、本定例会においてこの件に関する決議案を上程することにつ

いて、全会一致で決定されたところです。

それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。

こちらが、議会案第1号で提出をしたいと考えております「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議（案）」です。

提出者については議会運営委員会の委員長、賛成者については議会運営委員会の委員により提出したいと考えております。

決議（案）について、朗読をして説明をしたいと思います。

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシアは本年2月24日、ウクライナ共和国への軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ていることは決して許されるものではない。

武力によるロシア軍の侵略は、ウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況におかれている。このような、力による一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので絶対に看過できない。

また、核兵器による威嚇・使用をほのめかす非人道的言動は唯一の被爆国である我が国としても断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は、ロシアに対し、ウクライナへの侵略に対し強く抗議するとともに、ロシア軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。また、政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、厳格かつ適切な対応を講じられるよう強く要請する。

以上、決議する。

以上が決議（案）の文案となります。

次第書に戻りまして、取扱いの案ですが、提出者、賛成者については先ほど御説明したとおりでありまして、3月7日（月）議案第4号から議案第13号までの令和4年度各会計予算案10か件について財務常任委員会へ付託後、上程をし、提案理由の説明の後、質疑・討論を省略し、簡易採決とする案です。

なお、次第書2ページ中段に参考として、近年の決議の取扱いについて記載しております。令和2年の「宮城県がんセンターの名取市内での存続と

医療機能の充実に関する決議」並びに、平成23年の「東日本大震災の災害復興に関する決議」については、提出者が議会運営委員会の委員長、賛成者が議会運営委員会の委員となっております。

今回の取扱いについては、この先例同様にということで考えまして、以上のとおり御提案するものです。

決議（案）の取扱いについて、説明は以上となります。

○委員長（大友康信） ただいま、決議（案）の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 決議の後、通常は意思表示だけで終わるところですが、今般の場合は、例えばロシア大使館やウクライナ大使館へ意思表示をするために、決議文を送付するのかどうか確認させてください。

○委員長（大友康信） 事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 決議については議会の意思を対外的に表明するというので、意見書のように関係機関への送付は考えていないところです。

○委員長（大友康信） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 全国の議会でこのような決議がなされると思うのですが、国際的な問題の決議の取扱いがわからないので、参考までに他の議会ではどのような形で意思表示をしているのか確認して頂き、県内議会と足並みを揃えて対応頂きたいと思います。

○委員長（大友康信） 事務局長。

○事務局長（相澤幸也） 既に県内でも仙台市議会、大崎市議会、宮城県議会が決議をしているところです。その他の議会も、今後出てくるのではないかなと思いますので、他市の事例について確認をさせていただきます。

○委員長（大友康信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。決議（案）の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、決議（案）の取扱

いについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例の評価及び検証についてを議題といたします。

初めに、書記より説明いたさせます。

○書記（佐藤恵子） 御説明いたします。

このことについては、令和4年1月12日、本委員会で作成した名取市議会基本条例実施計画中間報告書を議員全体会議にて全議員にお示しし、御理解をいただいた後、本日お手元に配付しております資料のとおり、令和4年1月19日付け、議長に提出しているところです。

その報告にあたっては、実施計画の前期期間における検討・実施を終え、残りの取組項目及び引き続き検討・実施を行う項目について、議会基本条例実施計画の後期欄に明記し、また新たな体制で実施計画に取り組んでいくこととしております。

本日はその後期推進計画の本委員会での今後の進め方について御協議いただくものです。

後期推進計画について、改めて御説明いたします。

別冊中間報告書の資料4を御覧願います。

実施計画の前期期間における検討・実施を終え、残りの取組項目及び引き続き検討・実施を行う項目について、整理したものになります。

資料4の一番右列、後期欄の項目についてを、今後、本委員会で実施計画に取り組んでいくこととなります。

後期期間において新たに本市議会が対応または着手すべき課題は、赤色の矢印で表記した項目になります。

後期期間において新たに対応または着手すべき項目は、一般会議の実施スキーム等の作成、請願及び陳情者への意見陳述機会の周知、参考人及び公聴会制度の再確認、政務活動費収支報告の公表範囲の検討、政務活動費の使途基準見直し、議員報酬等適正化・議員の身分及び待遇について研究・検討、議員研修方針・計画の策定、以上の7項目となります。

また前期で検討・実施しましたが、後期でも継続して検討・実施していくこととする項目を緑色の矢印で表記しています。

後期期間においても継続して検討すべき項目は、議案資料等のHP公開の

検討、議会懇談会開催方法の検討、関係団体懇談会開催方法の検討、議決項目の追加検討、政治倫理条例研修の実施、以上の5項目になります。

さらに、現在既に実施済み又は全期間を通して取り組むべき項目については、期間を区切らず引き続き実施していくこととして表記しています。

一問一答方式の確立、反問権の付与、重要施策に対する説明要求の実施、必要に応じた継続調査の実施、正副議長立候補者の所信表明の実施、会派理念・活動内容等の公開、議決機関・監視機関としての責務の再認識、議会運営参考図書の実充、研修等への積極的な参加、議会基本条例実施計画の進捗管理、評価・検証の実施とその公表、以上の11項目になります。

後期の対象期間は、新たな体制となりました2022年2月から2024年1月までとし、この約2年間において、新たに選定した7項目及び継続して検討するとした項目について、定例会毎に議会運営委員会を開催して検討・実施し、議会運営委員会の任期満了前に4年間の評価をまとめていくという流れで進めることとしております。

次に、名取市議会基本条例後期推進計画として選定した事項について、検討・実施を本委員会で行っていくにあたり、今後の進め方について御説明いたします。

資料5の実施計画後期推進スケジュールを御覧ください。

大きな流れとしては、まずは本委員会の任期2年間において、実施計画で後期に実施すべきと設定した項目について、定例会毎に委員会を開催して検討・実施することとし、任期満了前に実施計画の4年間の最終評価をまとめていくという流れになります。

資料6を御覧ください。

議会基本条例実施計画後期推進計画において、後期の2022年2月から2024年1月の間に実施するとされた項目について、黄色で表記し、評価・検証シートの今後の方策案を参考に具体的な取組内容を記載しました。

表の上から、黄色で表記した「今後の方策」及び「具体的な取組内容」により御説明いたします。

まずは、「一般会議の実施に向けた検討」について、具体的な案件を例示するなどして、一般会議の実施スキームを作成することといたします。

次に、「請願及び陳情者による意見陳述の機会の付与」について、必要に応じて活用できるよう手続等の整理を行い、請願及び陳述者への意見陳述機会の周知を行うことといたします。

次に、「参考人及び公聴会制度の活用」については、市民等の識見を議会の討議に反映させるべく、参考人及び公聴会制度を再確認することといたします。

次に、「政務活動費の公表」については、すでに政務活動費収支報告は公表済みであります。公表する範囲（明細または領収書まで）について検討することといたします。

次に、「政務活動費の見直し」については、必要に応じて政務活動費の使途基準見直しを行うことといたします。なおこの政務活動費に関する検討については、所管する会派協議会にて検討を進める案です。

次に、「議員定数及び議員報酬等のあり方の検討」については、議会懇談会等において、議員定数や議員報酬について報告し、議員定数及び議員報酬等のあり方について広く意見を聴取することといたします。また議員定数及び議員報酬等を適正化するとともに、議員の身分及び待遇に関する事項について研究・検討を行うこととします。なお、こちらについては、特に会派間での調整を要する、議会運営に係る重要課題と捉え、会派代表者会議にて検討を進める案です。

次に、「議員研修の充実」については、研修方針や研修計画を策定し、積極的な受講を推進することとし、本市議会開催の研修会の開催内容及び回数等を再検討することといたします。なお、こちらについても所管する会派協議会にて検討を進める案です。

黄色で表記した後期推進計画の概要は以上となりますが、追加して水色で表記した項目について説明いたします。こちらは、前期期間に協議を行いました。後期でも継続して取り組むこととなっているものになります。それでは、水色に表記して後期計画に追加した項目を上から御説明いたします。

まずは、「市議会ホームページでの会議内容・資料等の情報提供」について、資料等の市議会ホームページでの公開を執行部と調整し検討することといたします。

次に、「議会懇談会開催方法の見直し」及び「関係団体等懇談会の実施」について、令和4年度及び令和5年度は状況を見据えて通常の方法で開催となっていますが、難しい場合はオンライン開催など新たな手法を改めて検討することといたします。

次に、「議決項目の見直し」について、引き続き協議することとし、見直しが必要となれば対応することといたします。

水色で表記した後期推進計画の概要は以上となりますが、さらに、現在既に実施済み又は全期間を通して取り組むべき項目についても、期間を区切らず引き続き実施していくこととして表記しています。

上から簡単に御説明いたします。

まずは、「一問一答方式の確立」については、一問一答方式は概ね認識され円滑に運用されているので、引き続き確立に努めることとしております。

次に、「反問権の付与」については、論点の明確化のため、今後も必要に応じ反問権の行使を認めるとしております。

次に、「必要に応じた継続調査の実施」については、今後も更なる委員会活動の活性化に取り組むべく、必要に応じ継続調査を実施するとしております。

次に、「政治倫理条例研修の実施」について、議員全員が改めて政治倫理条例について学ぶ機会を設け、理解を深めることとし、また市民の代表者及び奉仕者として、信頼に値する倫理性を自覚し品位を保持するとしております。

次に、「議決機関・監視機関としての責務の再認識」については、議員各自が活動原則を再確認し、議決機関及び監視機関の機能を十分発揮するとともに、市民に開かれた議会運営を実現させるとしております。

次に、「職員の調査・研究活動環境の整備」及び「事務局職員の研修強化」については、知識を深めるとともに、実践力を高めるため、研修会等に積極的に参加し研鑽に励むとしております。

次に、「議会改革や議会運営に係る実施計画の作成と運用」及び「議会基本条例の検証と評価」については、評価・検証結果に基づく実施計画を作成し、進捗管理を行うこととし、今後も必要に応じ、継続して検証・評価を実

施し、結果を公表することとしております。

資料6の後期推進計画の概要は以上になりますが、この項目の検討・実施時期について、資料6の一番右の列に案を載せております。

この検討項目・実施時期を組み入れたスケジュール案について、先ほどの資料5で説明いたします。資料5を御覧ください。

まず3月の議会運営委員会としては、「後期推進計画の進め方」についてを協議項目としています。

次に、6月の議会運営委員会では、「請願陳情者への意見陳述機会の周知」並びに「参考人公聴会制度の確認」について協議を行います。

次に、定例会中ではありませんが、7月の議会運営委員会では、秋に予定しております議会懇談会に向け開催方法等の検討をスタートします。ここでは議会懇談会に併せて関係団体懇談会の実施に向けても、検討を行います。

次に、9月定例会中では、「一般会議実施スキーム」、及び「議案資料ホームページ公開」について検討を行います。

次に、12月定例会では、「議決項目見直し」について再検討を行います。

次に、令和5年6月定例会では、令和5年度の議会懇談会及び関係団体等懇談会実施に向けて、開催方法について検討を行います。

スケジュールの下段になりますが、先程御説明したとおり、「議員研修方針及び研修計画」「議員報酬等のあり方」「政務活動費の公表内容」「政務活動費の使途基準見直し」については、会派代表者会議及び会派協議会において、同時並行で検討を進めて行くという案です。

以上のとおり後期推進計画として実施すべき事項を終えたところで、来年9月定例会では4年間の最終評価を行い、12月を目途に議員全体会議等で議員各位へ説明し、議長へ報告し、市議会ホームページ、市議会だより等で公表するという流れで進めて行くとするスケジュール案です。

説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、名取市議会基本条例実施計画の進め方について、書記より説明をいたさせました。

委員各位より御意見をお伺いして協議を進めて参りたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 2 分 休憩

【休憩中の協議概要】

各会派より意見を伺い協議を進め、以下のとおり進めることとした。

- ・大まかな流れは実施計画推進スケジュール案（資料 5）のとおりとする。
 - ・後期推進計画の概要案のうち、「議員研修方針・計画の策定」「議員報酬等のあり方」「政務活動費の公表内容、政務活動費の使途基準見直し」については、会派代表者会議及び会派協議会において、同時並行で検討を進めて行くこととした。
 - ・今後は、定例会直前に開催する委員会において、後期推進計画の概要を基本に実施計画検討項目を提案して協議、または一旦持ち帰りその定例会中に再度委員会を開催して検討を進める。次回の 6 月定例会前の委員会では「請願陳情者への意見陳述機会の周知」並びに「参考人及び公聴会制度の確認」を議題とする。
-

午後 3 時 1 8 分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。名取市議会基本条例実施計画の進め方については、休憩中の協議のとおりに進めてまいりたいと思います。

これに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 3 時 1 8 分 休憩

午後 3 時 2 1 分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

午後 3 時 2 1 分 散会

令和 4 年 3 月 4 日

議会運営委員会

委員長 大友 康信